

いじめ防止基本方針

令和 5 年 4 月

愛西市立立田北部小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識した上で、学校教育全体を通じて、児童の豊かな心を育成し、一人一人が、人として大切にされているという自己肯定感を高め、あわせて、自らが規範を守り、自他の人権を守るために行動できる力を育成していくことが重要である。

いじめへの基本的な対応としては、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が重要であり、そのためには、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対処することが大切である。

いじめ防止基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）に基づき、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法 第2条）

2 いじめの未然防止のための方策

児童の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、道徳教育・人権教育や体験活動等の充実を図るとともに、コミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動の充実を図るなど、教育活動全体を通して、児童の自主的な活動を推進する。

あわせて、教職員のいじめの防止等に関する理解を深め、いじめの問題に対してその実態に応じた適切な対処ができるなどの資質や能力の向上のために、研修会の充実を図る。さらに、保護者や市民に対して、広くいじめの問題やその取組についての理解と協力を得るため、学校関係者評価等を活用した開かれた学校づくりの推進や、広報啓発の充実を図る。

3 いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、登下校や休み時間、給食時間等においても児童の様子に目を配り、小さなサインを見逃さず、日頃から児童理解に努める。またQ-Uをはじめとしたアンケート調査に加え面談等を実施するなど、多面的な情報を得ることにより、的確な対応が行われるよう生徒指導体制の充実を図る。

また、児童がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実を図る。

いじめへの対処については、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、教職員が一丸となって取り組むことが大切である。その際、早急な対応を図るため、必要に応じて関係機関との一層の連携を進めるとともに、スクールカウンセラーによる児童の心のケアに努める。

また、いじめを受けた児童を守るための措置や、いじめを行った児童への指導や必要な措置を速やかに講じる。

〈早期発見に関わること〉

- 学級集団における児童の心の“揺れ”を早期につかむための一方策として、児童に学級集団アセスメント「Q-U」を実施する。
- アンケート調査に加え、面談等を実施する。なお、アンケートの実施にあたっては、適切に児童の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮する。
- いじめの早期発見等を目的として、定期的実施しているアンケートの記録・調査用紙等は、原則として3年間保存する。（実施年度を含まない）

また、個別の重大事態の調査に係る記録・調査用紙等については、5年間保存す

る。（実施年度を含まない）

- スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実を図る。
- 児童の情報モラル教育を推進し、児童間のネット上のトラブルの早期発見を図る。

〈いじめへの対処に関わること〉

- いじめの問題等において、学校だけでは対応することが難しい事案への的確な対応や、学校における早期解決へ向けての支援を実施する。
- 当該児童への心のケア及び当該学校に対しての支援や助言を行うため、必要に応じてスクールカウンセラー等の緊急派遣を要請する。
- 児童に対する生徒指導上の問題行動に対して、愛西市教育委員会の指導・助言を受け、問題行動の防止、立ち直り支援、被害者支援に努める。
- 必要に応じて、警察等関係機関との連携を図り、問題解決に努める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめによる重大事態とは、法第28条により、①「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や②「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」を言う。

①については、例えば、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、②における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

さらに、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、いじめとの因果関係や事態の把握が十分でない段階であっても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。

(2) 報告

重大事態が発生した場合には、直ちに愛西市教育委員会に報告する。

(3) 調査の組織

学校又は愛西市教育委員会は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。

学校が調査の主体となる場合は、法第22条に基づき学校に設置される「いじめの防止等の対策のための組織」を、調査を行うための組織の母体とし愛西市教育委員会の指導・助言を受けて行う。

愛西市教育委員会が調査主体となる場合は、愛西市教育委員会のもとに別に定める「調査委員会」が調査を行う。

（「愛西市立小中学校におけるいじめに関する調査委員会」設置規則）

また、事実の分析評価等に高度の専門性を要する場合や、保護者等が学校又は愛西市教育委員会が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者等による附属機関において実態把握を進めることとする。

(4) 調査

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。学校又は愛西市教育委員会は、「調査委員会」等に対して積極的に資料を提供する。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(5) 調査結果の提供及び報告

学校又は愛西市教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたって、学校又は愛西市教育委員会は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

また、質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。